

困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しましょう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
 - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
 - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆『多重債務相談』を受け付けています
- ◆トラブル110番 あなたの近所にも!?『SF商法』
- ◆『金融商品トラブル』にご注意!
- ◆困ったときの相談窓口

3 March
月号
第5号

消費生活センターでは『多重債務相談』を受け付けています



多重債務とは?

- 消費者金融などからお金を借りすぎてしまい、その借金の返済のために次々と借入れをしてしまう状態を「多重債務」といいます。
- 借金が雪だるま式に増えてゆき、借金を返しても減らない多重債務の状態に陥ってしまう人がたくさんいます。
- 「収入の低下」が主な借金のきっかけで、中には借金を苦に自らの命を絶つ人もいます。「多重債務」は、個人の責任だけではなく、深刻な社会問題としてとらえられています。

借金の問題は必ず解決できます!

☆借金をたくさん抱えてしまっても、生活を立て直すことは可能です。

☆一人で悩まずに、県内各地の相談窓口や、弁護士などの法律専門家に相談しましょう。

☆裏表紙に連絡先を記載しています。

《宮城県消費生活センターの相談電話番号はこちら↓》

022-261-5161 (多重債務以外の消費生活相談も受け付けています。)

トラブル110番 あなたの近所にも！？「SF商法」

事例1

5日前、街頭で呼び止められてクジを引いたところ、「膝用サポーターが当たりました。賞品を渡します」と言われ近くの会場へついていくと、そこには20~30人の人が集まっており、私が会場に入ったあと、入り口が閉められた。会場では、日用品などがタダ同然で配られた。多くの日用品をもらって、とても得をした気分になったところで「今日の超目玉品。肘・膝・腰痛に効果がある通常60万円の健康食品が、今日だけ30万円。早い者勝ち。」といわれ、思わず手を上げてしまった。分割で支払う契約をしたが、よく考えると高額であり後悔している。(国民生活センターHPより)

事例2

「移動販売をするので市場調査をしている」「近所に集まってください」と言われ、無料の日用品を渡された。会場では、数種類の日用品を配った後に、有名温泉の石を砕いたものが入っていて血行がよくなるという24万円の電気温熱マットを紹介された。有名人がこの温泉で癌が治ったという。帰ろうとしていると呼び止められて、「どうするか」と問われ返事に困っていると「買うんだよね」と言われ断り切れず契約。欲しかったわけではないので解約し、返金してほしい。(宮城県 70代 女性)

●「無料」「ここだけ」「あなただけ」甘い誘いにご用心！！

- 「無料で」「ここだけで」などと言って閉め切った会場に人を集め、販売員が巧みな話術で場を盛り上げながら、集まった人たちを「もらわなきゃ損」「買わなきゃ損」という気持ちにさせ、**最後に高額な商品売りつけます。**このような手口を「SF商法」または「催眠商法」といいます。
- 事例以外にも「クジに当たった」「新商品を紹介する」などといって誘われることがあります。
- 被害者の多くは、**高齢者**です。会場に行ってしまうと、**断り切れずに契約してしまいます。**
- 「SF商法」「催眠商法」は、法律で規制された商法です。**期間内(8日間)であればクーリング・オフによって契約を解除し、返金を求めることができます。**

☆トラブルにあわないためのアドバイス☆

- ①「今日だけ」「ここだけ」「あなただけ」の誘いに乗って会場に行かない！
- ②会場に行ってしまうと、必要でない商品はキツパリと断る！
- ③「欲しい」と思っても、家族などに相談して、冷静に判断する！

トラブル110番 「金融商品トラブル」にご注意！

事例1 (未公開株取引)

「まもなく上場する会社の未公開株を買わないか」「今が買い時だ」などと電話で勧誘された。何度も断ったが執拗に電話があり、断り切れず10株を280万円で購入。その後別業者からさらに上場間近の2社の株を勧められ、断り切れずにあわせて1410万円分を購入した。株券はそれぞれ送られてきたが、会社に問い合わせたところ「上場の予定はない」という。勧誘してきた業者に連絡したが電話が通じなくなっている。その後も株の勧誘電話が頻繁にある。(宮城県 60歳代 女性)

事例2 (社債の購入)

国民生活センター「見守り新鮮情報第79号」より

「アフリカントラスト」という会社から、会社案内や株式転換社債申込書などが送られてきた。その後、複数の業者から「アフリカントラスト社の転換社債は、資料が送られた49人しか買えない。額面の3~4倍で買い取る」と言われたので、150万円分購入した。その後「600万円分にして譲って欲しい」「1千万円以上でなければ投資家に転売できない」「今は1200万円~1500万円の投資家しかいない」などと言われ、次々と社債を購入し、合計で1千万円支払ってしまったが、結局、買い取りはされなかった。(70歳代 男性)

●事例のポイント

- どちらの事例も、「今だけ」「あなただけ」「簡単に儲かる」などという言葉で巧みに勧誘し、消費者の射幸心につけこんで、実際にはありもしない儲け話を信じ込ませています。
- 最近では、
 - ①複数の業者が登場する「劇場型」
 - ②金融庁や消費生活センターなどをかたり、消費者を安心させる「公的機関装い型」
 - ③謝礼や高値買い取りを約束する「代理購入型」
 - ④過去に未公開株を購入したことのある消費者に、被害回復をうたって未公開株を購入させる「被害回復型」など、複数の業者が登場して消費者の投資欲をあおったり、「過去の被害を回復したい」という消費者の心理につけ入る手口が報告され、業者の勧誘手口が巧妙化しています。

トラブルにあわないためのアドバイス！

- ①「あなただけ」が「簡単に儲かる」ような、「うまい話」は絶対にありません！
- ②これまで未公開株や社債などを購入したことのある人は特に注意！(執拗な勧誘があったり、被害回復をうたった連絡があるかもしれません)
- ③断り切れずに契約をしてしまったり、あやしいと思ったら、家族や消費生活センター(連絡先は裏表紙に記載)に相談しましょう。

お知らせ

「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」が開催されます。【参加無料】

金融庁と東北財務局では「よりよい生活設計・資産運用とは何か」を皆さんに考えていただくきっかけにいただくためのシンポジウムを開催します。

日時：平成22年3月27日(土)
13:30~16:00(開場13:00)

会場：仙台サンフラザ
3階クリスタルルーム

申込み：0120-996-711
(シンポジウム事務局)

主催：金融庁 東北財務局